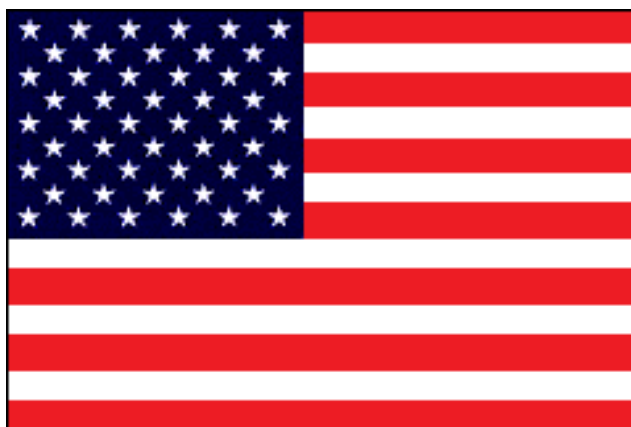


米国ビザについて最新情報

No. 2 (永住権・グリーンカード編)



<http://www.usavisa.jp/>

目次（移民ビザ編）

1. アメリカの移民法と最近のビザ事情
 - 米国の移民法と移民政策
 - 9.11 同時多発テロ事件による影響
 - 移民弁護士とは
 - 移民弁護士の必要性
 - ビザ取得前のご注意

2. 米国ビザの種類

3. 移民ビザ（Immigrant Visa）
 - 永住権を取得する方法には
 1. 直近親族である家族スポンサーによる
 2. 自己の才能、能力による
 3. 非移民ビザからによる
 4. 移民分散化プログラム（DV抽選永住権プログラム）
 5. 米国企業に投資を行うことによる
 - 永住権の申請および取得後の注意
 - 再入国許可書証（Reentry Permit）
 - 市民権の申請

5. 弁護士申請サポートサービス
 - 2ステップシステム
 - ビザ・永住権相談サービスについて
 - ビザ・永住権相談サービスの流れ
 - ビザ・永住権相談費用

6. お問い合わせ・お申込み

アメリカの移民法と最近のビザ事情

米国の移民法と移民政策

米国は、200年以上前に建国されて以来、劇的に歴史が変化してきました。この変化に伴い、米国の移民政策は米国をもとより世界の経済的、政治的状況を反映して進展、変化を重ねてきました。20世紀後半までの米国の移民政策は、人口密度が低く、国を発展させるための労働力拡充の必要性から、極めて開放的でした。近年、ますます増加する不合法滞在者・就労者およびテロリストに対応するため、米国の移民政策は頻繁な移民法の改定により、複雑かつ制限的になってきました。従って米国の国内法の中でも、移民法ほど複雑でたえず改法がなされている法律はありません。これらのことから、ビザ取得という目標を効率的に達成するためには、米国の移民法および規則をしっかりと把握することが一層重要となり、事前に専門家との相談の上で長期的な計画を立て、万全の準備のもとに対応する必要が出てきました。

9.11 同時多発テロ時事件による影響

2001年9月11日の同時多発テロ事件後、米国の移民政策は大きく変貌しました。

1 移民局

移民局が改編され、管轄が司法省から、新しく設立された国土安全保障省に移行され、国境警備と移民審査の2つの局に分けることでそれぞれの機能が強化され、名称も INS (= Immigration and Naturalization Service) ⇒ BCIS=Bureau of Citizenship and Immigration Services) ⇒ USCIS=U.S. Citizenship and Immigration Services へと目まぐるしく変わりました。

2 US-VISITシステム

また、ブッシュ大統領が PATRIOT Act (=The .Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism (USA PATRIOT). Act of 2001) にサインし法案化され、テロリズムの定義が拡大化され、入国拒否や国外追放規定を助長する政策が始まりました。

特に、US-VISIT システム (=The U.S. Visitor and Immigrant Status Indication Technology system、生体認証バイオメトリクス監視システム) の導入の影響は大きく、デジタル顔写真・デジタル指紋・あるいは虹彩等、少なくとも2種類の生体情報の確認による出入国管理を行うことで、合法的な訪問者には入国を容易にする一方、不法に入国しようとする者には生体認証で書類の真贋を見極め、安易な入国が阻止されるようになりました。これに関連して、ビザやパスポートにもバイオメトリクス(生体情報)への切り替えが適用または進められています。そのため、ほぼ全てのビザ申請者に対しては面接が義務付けられることになり、出入国の際にも生体情報を採取されるようになり、更にビザウェーバーでの入国者に対しても出入国の際の生体情報採取の実施が進められております。また、ビザ免除プログラム参加27カ国に対してバイオメトリクス対応のパスポート(IC旅券)の導入が要求されております。日本では、2006年より導入されております。

3 データベースの改良

様々な機関との連携によるデータベースの改良により、データベース上で身元照会の対象となると米国政府関係省庁からクリアランス (SAO = Security Advisory Opinion) を受けなくてはなりません。たとえば「NCIS (= National Crime Information Center)」は、過去の逮捕歴を瞬時に識別する FBI が管理する逮捕歴データベースで、最終的に無罪になったとしても「逮捕歴あり」ということで身元照会の対象となります。

また、Mantis プログラムは、軍事など米国外へ流出させてはいけない技術への転用を阻止するために Technology Alert List に基づく技術者の身元を照会するデータベースで、民事の技術であっても軍事目的に転用できる技術をもつ場合は対象となります。Technology Alert List は 10 ページに及ぶ広範なもので、身元照会となった場合はクリアランスまで時間がかかりますので技術系のビザ申請者は注意が必要です。

米国ビザの取得・維持

米国の法律の中でも、移民法ほど複雑で、絶えず改法がなされている法律はありません。時には事前の公示なく規定が変更される場合もあります。よって、以前は簡単に取得できたビザでも現在では取得が非常に困難になっている、あるいは発給要件が変更されているなどのケースが多くあります。

当事務所では、誤った、あるいは不十分な知識に基づいて行動を起こしたために、ビザ申請を却下された、アメリカ入国を拒否された、強制送還されたなどの問題にあった方々からの相談を受けています。このような問題は、職務を果たす上での深刻な障害や、金銭的問題などを引き起こし、人生設計をも狂わすこともあります。

しかしこのような悲劇は事前に回避できるかもしれません。

ビザ取得・維持という目標を達成するためには、米国の移民法および規則、ビザの発給傾向をしっかりと把握する必要があります。まずは米国で行動を起こす前に（または後であってもなるべく早くに）、知識が豊富で経験豊かな専門家に相談をし、ビザ申請者ご本人もしくはご家族の長期的な計画をしっかりと立て、万全の準備のもとに対応することが重要です。

このようなニーズに応えることができるのが弁護士です。

弁護士の必要性

日本の方が米国ビザを取得できるかどうかは、法律的な地位の問題であり、弁護士の相談の範囲となります。さらに、米国ビザの問題については、移民局や米国大使館に厳しく裁判等の対応をできるのみでなく、同時に良きアドバイザーでありコンサルタントであり、セキュリティーである米国移民弁護士の力が不可欠といえます。

それでは、なぜ日本の弁護士だけでなく、アメリカビザを専門とする移民弁護士のサポートが必要なのでしょう。理由として主に以下の 6 点が挙げられます。

1. アメリカビザの申請却下は、将来の米国入国に影響を及ぼす深刻な問題です。

ビザ申請を却下された場合、将来ビザの取得が困難になる場合があります。

特に、却下されてから間もない場合、再度の申請が成功する確率は一般的に低いと考えられます。また、申請却下の回数を重ねる度に、「米国に滞在するに相応しくない」と判断されたという記録が米国当局に残り、ビザが取得できる確率はさらに低下していきます。

また、将来短期間の米国旅行や出張でも、必ずビザを取得しなければならなくなる可能性があります。

2009年1月から電子渡航認証システムが導入されたことにより、アメリカビザの却下を受けた場合、渡航認証登録を拒否されることが多くあります。拒否になりますと今後1日の観光であっても、ビザを取得しなければならなくなります。これによりビザ申請を一度で確実に成功させる重要性がさらに高まったと言えるでしょう。

2. ビザ申請には、移民審査官・領事を納得させる書類の提出と説明が不可欠です。

前述の通り移民法は複雑化していますので、形式的な申請書類を提出するだけでは不十分な場合も少なくありません。あなた様の主張や申請内容を米国当局に証明するためには、適切な資料を任意で提出し、対応を行う必要があります。ビザ申請代行を行っている会社等では対応に限界がありますが、専門知識と経験を有する移民法の弁護士であれば、申請者に有利な形でビザ申請を準備することが可能です。

3. 米国当局の判断は全て法律に基づいており、日本的な常識は通用しません。

米国当局の判断には、日本の常識では理不尽とさえ思えるものが少なくありません。米国大使館・領事館、入国審査官、移民局などの審査・判断は、全て法律に基づいて行われるため、日本では通用する曖昧な物言いや、嘘も方便といった通念が、意図的な虚偽と見なされ米国入国を一切禁じられるなど、深刻な問題を引き起こすケースが数多く見受けられます（驚くべき事例が多数あります）。

移民法上の問題の回避・解決には、法律的な観点に基づく分析および対処が必要になります。しかし移民法の知識を持たない個人や申請代行会社が、米国当局に却下理由の詳細説明を求め、申し立て等を行うなどの手続きを行うことは困難と言わざるを得ません。

強制送還、入国拒否のケースには誤解に基づくものもあります。

この背景には、前述の通り、ビザ発給や入国管理などの審査・判断は全て法律に基づいて行われるため、杓子定規になりがちがあります。また、担当者の裁量の幅が大きく、担当者のミスや先入観が結果を左右することがあることも重要な事実です。ビザ発給や入国管理などの審査、判断は、合議制ではなく1人で行われます。言い換えれば、米国当局の担当者には、法的文書受付役から警察、検察官、裁判官を1人でこなす権限を委ねられているのです。

参考：誤解とはご自身による誤解と当局担当官による誤解です。

このような誤解をしてしまった、誤解を受けたあるいは実際に罪を犯してしまった方々はどこに問題解決を依頼すればよいのでしょうか。ビザの申請を代行した旅行社でしょうか、それとも米国大使館でしょうか？

実際にはアメリカを専門とする移民弁護士以外に対処できる場所はありません。強制送還、入国拒否を受けた場所または空港管轄の移民局に対して、調査、免責や裁判などの手続きをとる必要があるためです。

ただし、この様なケースにおいては問題が解決するまで米国に入国できませんので、日本で必要なサポートを得る必要があります。米国に入国することができなくなった方々が、米国にいる移民弁護士と面会することもできずに泣き寝入りをしている例が多くあります。

4. ビザを取得していても強制送還や入国拒否等のビザトラブルに巻き込まれることが多くあります。

残念ながら、ビザを取得すれば万事安全ということはありません。しかし移民弁護士を通してビザ取得していれば、あなた様の状況を既に把握している弁護士が、問題に即対処することができます。例えばアメリカ入国時に問題が生じた場合、通常であればそのまま日本に戻る以外の選択肢がないところ、ビザ申請を担当した移民弁護士の助けを得ることができます。米国に安心して入国や居住をするには弁護士の協力が必要不可欠なのです。

5. ビザを取得し、米国に長く滞在する場合には米国政府に対して行わなければならない一定の義務が生じます。

この義務を知らなかったばかりに、その後のビザの延長や変更を支障をきたし、最悪の場合はビザの取消しになる場合もあります。弁護士はビザ取得後の米国滞在において果たすべき義務や注意事項を説明し、米国滞在中も引き続きケアを行うことが可能です。

ビザ取得前のご注意

移民法は常に改定されています。時には規定の変更に関して、事前に何も公開されずに施行される場合もあります。よって、以前は簡単に取得できたビザが今回、申請する時には取得が非常に困難になっている、あるいは取得条件が変更している等の問題が多く発生しております。過去のビザ取得者の経験、意見を尊重されることも必要ですが、危険な場合もあることを先ずご理解下さい。米国ビザの申請においては米国の移民法を理解した上で次の5原則を守ることがビザ取得の可能性を高め、また、ビザトラブルにおいては解決への道となります。

1「誠実に」2「正直に」3「率直に」4「虚偽をしない」5「小細工をしない」

相談をする弁護士にはこの5原則を守るべきです。もしそのことが移民法に触れるようなら弁護士は事前に注意を促し、移民法についての説明をしっかりとしてくれます。

2017年2月
所長弁護士
上野 潤

移民ビザ：永住権・グリーンカード

ビザの種類を表しているアルファベットや数字は単なる便宜上の記号であり意味はありません。

(移民ビザ：永住権、グリーンカード)

- 1 米国籍（あるいは永住権）を持つ配偶者（結婚）・家族のサポート
- 2 DV 抽選永住権（年1回）
- 3 米国の雇用先（スポンサー）のサポート
- 4 自己の才能および能力（世界的なレベル）
- 5 米国への投資（EB-5）

移 民 ビ ザ (Immigrant Visa) - 永住権・グリーンカード

米国への出入国は自由で、滞在にも期限がなく、職業も自由に選択できるビザです。

日本では永住権またはグリーンカードと呼ばれていますが、その他にLPR（Lawful Permanent Resident）またはPR（Permanent Resident）ビザとも呼ばれます。

またグリーンカードとしての名前の由来は1940年代当初に採用されたカードの色がグリーンだったことに起因します。（このカードの色は1960年から1970年代まではブルー、1980年代は白、1990年代はピンク。）グリーンカードの正式名称は「外国人登録受領カード」です。

このカードは米国の入出国、米国内で雇用される際に必要となります。

移民ビザの取得目的はあくまでも米国に移住および永住するためのものです。

ビザを申請する本人が申請の認可を USCIS（米国移民局）より受けますと、申請者の配偶者および 21 才未満の未婚の子供も同時に申請が可能となります。

永住権を取得する方法：

1990年に全面的な変更を行った移民法Immigration and Nationality Act of 1990が制定されました。この移民法による永住権を取得する方法は大別すると以下の5つの方法があります。

1. 米国籍（あるいは永住権）を持つ配偶者（結婚）・家族のサポート
2. DV抽選永住権：年に一度の抽選
3. 米国の雇用先（スポンサー）のサポート
4. 自己の才能、能力（世界的に認められるレベル）
5. 米国への投資（EB-5プログラム）

現在のところ上記 5 つが永住権の取得を可能とする方法です。

1. 直近親族である家族スポンサーによる

米国籍者の直近親族を持つ配偶者、子供、両親、兄弟、姉妹が対象者となります。

しかし、すべての家族が直に申請が出来るわけではなく血縁関係によっては申請の審査順番を待たなければなりません。米国籍者の配偶者、親、21歳未満の未婚の子供は比較的短い期間で取得が可能です、それ以外のご家族の待機期間は血縁関係及び年間のビザ発給数によって異なります。

第1順位 (F1) - 米国市民の未婚の子供

第2順位 (F2A) - 米国永住権者の配偶者・21歳未満 (未婚) の子供 (F2B) - 米国永住者の21歳以上の子供

第3順位 (F3) - 米国市民の既婚の子供 (その配偶者および子供)

第4順位 (F4) - 米国市民の兄弟・姉妹となり、それぞれにおいて待機期間が違ってまいります。

待機期間においては、毎月の国務省発表の『ビザ広報』 (Visa Bulletin) にて発表されています。

該当される血縁関係者の永住権取得までの期間は血縁関係によりますが約1年半～14年半程度かかります。

また、スポンサーとなる米国籍者は、永住権申請者をサポートできる十分な資産の証明が必要です。

米国籍者がスポンサーとなった場合：

配偶者 : 順番を待つことなく1年半程度で取得可能。

ただし、結婚後2年を経過していない場合は条件付き (2年間の期限付き) 永住権となります。
(K-1フィアンセビザの項をご参照ください)

子供 : 21才未満の未婚の子女 - 配偶者と同じ期間で永住権を取得することが可能です。

21歳以上の未婚の子女 (第1順位F1) - 永住権取得まで約8年

年齢に関係がなく既婚の子女 (第3順位F3) - 永住権取得まで約13年半

両親 : 米国籍者である子供が既に21才に達していれば両親の申請が可能。

順番を待つことなく1年半程度で取得可能ですが、金銭的保証立証が必要です。

兄弟姉妹 : 米国籍者の兄弟及び姉妹 (F4) も申請可能ですが、取得まで約14年半かかります。

永住権 (グリーンカード) 保持者がスポンサーとなった場合：

配偶者 : 結婚後移民局へ申請をしてから取得まで約2年半かかっております。

子供 : 21才未満の未婚の子女 - 永住権取得まで約2年半

21歳以上の未婚の子女 - 永住権取得まで約8年

(注意) 永住権保持者の場合は、その配偶者 (第2順位F2A)、及び未婚の子供 (第2順位F2B) のみ対象。

2. DV 抽選永住権プログラム：年に一度の抽選

DV抽選永住権は1990年に協力弁護士であるジーン・マクナリーが移民局長官就任時に施行したプログラムです。

移民分散化プログラム (Diversity Immigrants Visa Program)通称DVプログラムと呼ばれています。過去に移民ビザ発給が少ない国を限定して抽選で計50,000件の移民ビザの割当を行うプログラムです。応募・抽選は年に1回施行されておりますが、募集期間はその年によって異なります。

米国国務省が指定する特定の期間中に申請書を提出した応募者の中から K.C.センター (Kentucky Consular Center) のコンピューターにより無作為に抽出する抽選方法をとっております。

す。

※ウェブサイト「DV抽選永住権 (<https://www.usavisa.jp/dv/>) 」をご覧ください。

DV抽選永住権プログラムの最新の詳細情報をご紹介します。

3. 米国の雇用先スポンサーからのサポート

すでに米国内で就労ビザをお持ちの方は、雇用先がスポンサーになりサポートしてもらっての永住権申請が可能な場合がございます。雇用先状況に加えて自身の能力が米国益として認可されるかが重要です。また、雇用主のいない他の永住権カテゴリーとの同時申請も可能です。

4. 自己の才能、能力（世界的に認められるレベル）

EB-1ビザ：

このビザの資格を有する個人カテゴリーには以下の3種類があります。

- (1) 国内あるいは世界的に有名であると証明できる「並外れた才能」を持つ人。
(科学、芸術、教育、事業、スポーツにおいて)
- (2) 「傑出した教授、研究者」および「世界に認められている人」
- (3) 複数の国において役員もしくは経営者で、外国企業に過去3年の内1年以上雇用され、同様の業務を米国企業に提供するために米国に移転できる人。

このカテゴリーに当てはまる本人および扶養家族 9にグリーンカードが発行されます。

EB-2ビザ：

このビザは高等学位（巨匠、博士、その他）を持つ専門家を対象としたもので、科学、芸術、事業のいずれかにおいて特殊な能力を持ち、米国移住することで米国経済、文化および米国の厚生に貢献すると認められればビザが発給されます。ただし、「上記の能力を持つ米国労働者がいない」ということを証明しなければなりません。また、このビザを持つ者の家族にもグリーンカードが発行されます。

EB-3ビザ：

このビザは特殊技術を持つ専門家を対象としたもので、この「専門的職業」とは会計、旅行、ホテル経営、設計士、エンジニアリング、看護、その他特殊研究分野において学士号を持つ人。「技術を持つ労働者」とはこの特殊職業の少なくとも2年以上の訓練あるいは経験を持つ人。米国雇用者は「上記の能力を持つ米国労働者がいない」ということを証明しなければなりません。また、このビザを持つ者の家族にもグリーンカードが発行されます。

5. 米国への投資（EB-5 プログラム）

米国移民法203(b)(5)EB-5は「EB-5投資家永住権プログラム」と呼ばれ、米国内における地域（企業）の発展と雇用の促進が目的です。家族や企業などのスポンサーが不要、自身の投資により永住権取得が可能です。

また、英語力やビジネスキャリア、学歴なども問われず、一回の投資により配偶者と21歳未満の未婚のお子様全員が一度に永住権申請を行うことができます。

このビザに対する規定は下記の通りです。

- (1) 投資家は米国企業に100万ドルの投資を行う必要があります。
ただし、移民局が指定した「発展が遅れている地域」または「失業率の高い地域」については50万ドルでよい。
- (2) 投資を行う企業は、新規あるいは問題のある企業とされております。
- (3) 投資を行った企業は、少なくとも投資家1人につき10人以上の米国人労働者を雇用し、2年以上継続しなければなりません。
- (4) 投資を行う時点で条件付き（2年間）永住権を発給し、2年後に投資家が上記の条件を継続していることを確認した上で永久的な永住権が発給されます。

詳しくはウェブサイト「EB-5投資永住権プログラム (<http://www.usavisa.jp/EB5/>)」をご覧ください。

永住権の申請および取得後の注意

永住権の申請を行う場合、下記の点に注意しなければなりません。

申請者が既に米国ビザを所持している場合：

手続きを米国内で行い、請願の認可後、永住権の取得許可が下りるまで米国内で待つことが可能です。

米国ビザを所持していない場合：

米国内での申請は不可能で、申請中は米国外で待ちます。

例) 米国籍者と結婚後の永住権申請の場合、現在は約一年半米国外で待たなければなりません。しかし、新婚早々から別居生活は堪え難いと、申請後にビザ無し（渡航認証）で渡米したり、移民意志を隠しながら他の非移民ビザの申請等を行ったりすると入国拒否や移民ビザの発給を拒否されるリスクが伴いますので、注意が必要です。

米国永住権の取得後：

せっかく永住権を取得しても、米国に移住せず手続きを放置すれば自動的に抹消されてしまいます。

移住する意志があることを示す必要があることから、年間累計で半年以上は米国に居住することが理想となります。

また、米国で所得がある、無いに関わらず所得申告（TAX RETURN）は行わなければなりません。

将来は移住する意志があっても、米国を訪問することができない場合には「再入国許可証(Reentry Permit)」の申請を行うことで2年間は渡米せずに永住権を維持することができます。

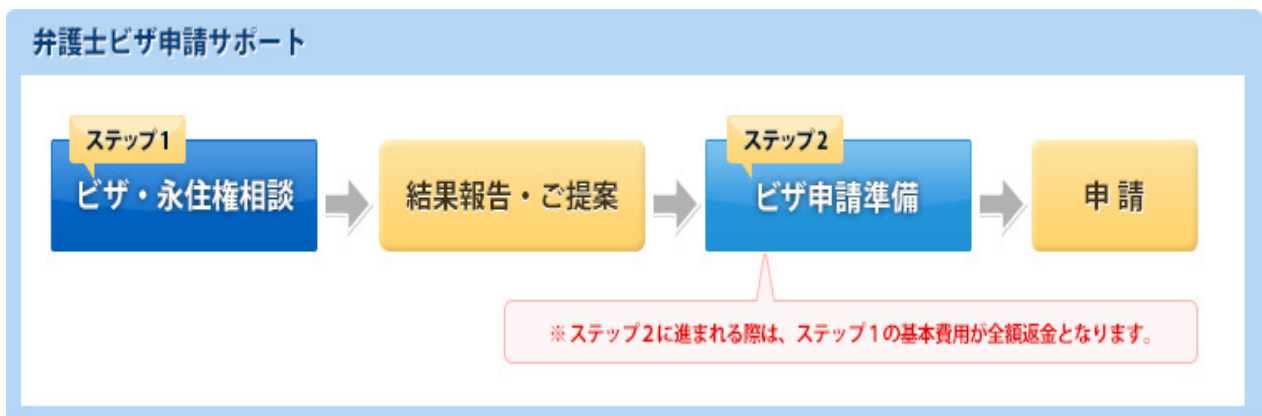
年間累計で半年以上滞在しているにも関わらず入国時に注意を受けるようなことがあるようでしたら、対策が必要となりますので、お早めにご相談ください。

弁護士申請サポート

当事務所ではお客様のご要望、目的に合わせサービスを提供できるように
2ステップシステムを採用しております。

ビザ・永住権の取得をご希望の場合はご相談ください。

ステップ1（ビザ・永住権相談）にて承っております。



ビザ・永住権相談について

弁護士がご状況を総合的に分析し、アメリカビザ・永住権取得や入国に関する個別の課題や可能性を明確にした上で、取得可能性の高いビザの種類や申請における注意点などをアドバイス致します。

また、ビザを取得せずにアメリカに入国できるかどうか（渡航認証に関するご相談）についても対応致します。

本相談の後、「弁護士申請サポート」に進まれる、あるいはご自身でビザ申請されることも可能です。

ビザ申請の却下や入国のトラブルは、将来のビザ申請・米国滞在の可能性に影響を及ぼす深刻な問題です。

弁護士のサポートを経てビザ取得の可能性を高めること、申請却下や入国拒否の危険を回避することは、渡米を真剣にお考えの全ての皆様にとって有益なサポートとなります。

ご相談後、申請サポートをご利用の方々には、ご相談基本費用の全額を返金させて頂いております。

ご相談は、実質無料でサポートさせて頂くこととなります。

ご相談が申請前に必要不可欠であり、ビザ・永住権取得の可能性を引き上げ、効率的かつ迅速な取得への第一歩であるとの当事務所の考えをご理解頂ければと存じます。

ビザ・永住権相談サービスの流れ

ステップ1 ビザ・永住権相談(1~5)



ステップ2 ビザ申請 (6~11)

ビザ申請、許可請願、免責手続きなどを行います。内容はクライアント様のご要望・ご状況によって異なりますが、以下は一般的なビザ申請の例です。



ビザ・永住権相談費用

| ビザ・永住権相談 | 費用（税抜） |
|--|----------|
| 永住権（グリーンカード）の可能性 | |
| 永住権の可能性 複数ある永住権申請方法から該当する方法を診断 ※スペシャリストによる永住権を除く | 50,000 円 |
| 結婚・家族スポンサーによる永住権および、K-3 ご家族（配偶者、子供、兄弟姉妹など）を通して | 38,000 円 |
| EB-5 投資永住権プログラム | 40,000 円 |
| 才能・能力による永住権（スペシャリスト） －世界的なレベル | 50,000 円 |
| 企業スポンサーによる永住権 | 40,000 円 |
| DV 抽選永住権 当選者 | 10,000 円 |
| Reentry Permit（再入国許可書）、永住権更新 | 20,000 円 |
| ビザ取得・入国の可能性 | |
| ビザの可能性（全般） ご自分に最も適したビザの種類を模索中の方 ※ご要望・状況を把握し、最も適したビザを1つお知らせします。 | 40,000 円 |
| 渡航認証が拒否でお困りの方 渡米の為のビザ取得の可能性を診断 | 39,000 円 |
| ビザなし入国の可能性（入国拒否の回避） 問題なくアメリカに入国できるかを確認されたい方 過去に入国審査で厳しい対応を受けた方、審査官に別室に呼ばれた方 | 39,000 円 |
| セカンドオピニオン 弁護士、専門家、業者等からサポートを受けられ、セカンドオピニオンをお求めの方 | 40,000 円 |
| アメリカビザの可能性（種類別） | |
| 出張・観光（Bビザ） | 39,000 円 |
| 就労・駐在ビザ（Eビザ・Lビザ・H1Bビザ） 最も適した就労・駐在ビザの種類と取得の可能性を診断 | 40,000 円 |
| 就労ビザ（H1 Bビザのみの可能性） | 30,000 円 |

| | |
|--|----------|
| 米国法人設立前の就労・駐在ビザの可能性 駐在員を派遣できるよう、米国移民法の規定を満たす形で現地法人を設立されたい方 ※法人設立前に、事前にビザ取得の可能性を確認することが出来ます。 | 40,000 円 |
| K-1 ビザ (米国籍の方の婚約者) K-3 をご希望の方は、永住権カテゴリーの“結婚・家族スポンサーによる永住権” をご選択下さい。 | 38,000 円 |
| 研修プログラム (J ビザ) 交換留学生、大学等での研究者、研修生等プログラム参加者 | 30,000 円 |
| その他のビザの可能性 (O ビザ、P ビザ、I ビザ、R ビザ等) | 40,000 円 |

● オプション・ビザトラブル追加費用

| オプション・ビザトラブル項目 | 費用 (税抜) |
|---|----------|
| オプション | |
| 大至急サービス 結果までの期間を通常 7~9 営業日のところ、3~5 営業日に短縮いたします。 | 10,000 円 |
| ビザトラブル追加費用 | |
| ビザ申請却下 ビザ申請を却下 (ビザ発給拒否) されたことがある方 | 10,000 円 |
| 入国拒否、強制送還、不法滞在、不法就労 アメリカへの入国を拒否されたことがある方 米国移民局によってアメリカから強制的に出国させられたことがある方 アメリカ滞在を許可された期間や活動範囲を超えて不法に滞在を続けたことがある方 許可なく米国内で働いたことがある方 | 10,000 円 |
| 逮捕歴・犯罪歴 逮捕の時期や国・場所、不起訴・起訴、無罪・有罪であったかにかかわらず、一度でも 逮捕されたことがある方 交通違反・事故での逮捕や、交通違反・事故で有罪判決を受けたことがある方 (米国で 飲酒運転 (DUI) にて取り締まられたことがあるなど) | 10,000 円 |

ビザ・永住絵相談お申込みの際には、以下の事項をご了承ください。

1. ビザ・永住権相談はビザ取得を保障するものではありません。
ビザ取得の可能性を診断し、アドバイスをを行います。
(ただし、申請手続き方法についての具体的なアドバイスは含まれません。)
2. 質問書をご返送いただいたから相談結果の報告までの期間は通常 7~9 営業日です。
大至急のオプションをご利用の場合は、3~5 営業日となります。
3. 費用には面談費用も含まれております。遠方の方にはお電話での報告も可能です。
4. 費用にはビザ申請費用は含まれません。
5. ご相談の結果は、ご希望に添わない否定的な結果の場合もございます。
6. ご相談の結果により、その時点では[弁護士申請サポート \(ステップ 2\)](#)のご依頼をお引き受けできない場合もございます。
7. キャンセルの際は必ずお電話にてご連絡願います。(03-6416-5662、平日 9:00 ~ 18:00)
当事務所よりご相談用質問書を受領した後にキャンセルの場合は、受領後 1 週間以内にご連絡ください。郵送物が未開封・未記入の場合に限り、サービス費用の 90%を返金いたします。
メールにて質問書を受領された方は、メール発送時から 48 時間以内にご連絡下さい。
返金は質問書をご返送後の翌月末となりますことをご了承ください。
キャンセルの際は振込先銀行名、支店名および口座番号をお知らせ願います。
振込手数料はご負担いただきます。

お支払方法

クレジットカードまたは銀行振込で承ります。

(お支払いの前に、お申込みを行ってください。下記参照)

銀行振込み

お振込先： 三井住友銀行 恵比寿支店 普通

口座番号 8964730

口座名義 ベン) イデアパートナーズハウリツジムショ

振込人名にはご自身のお名前をご記入ください。

当事務所の名前でお振込みになるミスが多発しておりますので、ご注意ください。

お振込み手数料はお申込者様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

クレジットカード

・JCB、VISA、DC、MASTER、AMEXをご利用いただけます。1回払いのみ承ります。

・お電話にてカード情報をお伝えください。

(03-6416-5662、平日9:00～18:00)

お問い合わせ・お申込み

お問い合わせ・お申込みはお電話またはインターネットにて承ります。

無料相談も行っております。ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください。

<http://www.usavisa.jp/>

JR 恵比寿駅西口、日比谷線恵比寿駅から徒歩 3 分

